

令和 5 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率に係る再審査意見書

令和 6 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

令和 7 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 13 号
令和 7 年 9 月 17 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵 庫 県 監 査 委 員

高	永	徹
岡		つ よ し
前	田	と も き
花	岡	正 浩

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率に係る再審査
並びに令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査について

令和 7 年 8 月 12 日付け財第 1302 号で再審査依頼がありました令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同日付け財第 1319 号で審査依頼がありました令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

— 目 次 —

令和５年度決算に基づく健全化判断比率再審査意見

第１	再審査の概要	１
１	再審査の対象	１
２	再審査の手続	１
第２	再審査の結果及び意見	２
１	再審査の結果	２
２	再審査の意見	２
第３	健全化判断比率(再算定後)の状況	３
１	実質公債費比率の再算定前後の比較	３
２	将来負担比率の状況の再算定前後の比較	４

令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１	審査の概要	５
１	審査の対象	５
２	審査の手続	５
第２	審査の結果及び意見	６
１	審査の結果	６
２	審査の意見	６

第3 健全化判断比率の状況 8

1 実質赤字比率 8

2 連結実質赤字比率 10

3 実質公債費比率 11

4 将来負担比率 13

第4 資金不足比率の状況 15

(参考)

1 兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれて
いる実質公債費比率及び将来負担比率との比較 17

2 用語の説明 18

3 比率算定の対象となる範囲 22

令和５年度決算に基づく健全化判断比率再審査意見

第１ 再審査の概要

１ 再審査の対象

再審査は、令和５年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

２ 再審査の手続

再審査に当たっては、健全化判断比率算定上における特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額及び県債の償還等に充当可能な基金の額を修正するとして再審査に付された経緯を踏まえつつ、実質公債費比率及び将来負担比率に係る算定手続き全般を対象とし、次の事項を主眼に兵庫県監査委員監査基準に準拠して、関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める再審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

[再審査に付された理由]

１ 健全化判断比率算定上の基金残高について

地方債の償還額等に充当可能な基金残高について、財政基金及び特定中山間地域農業基盤保全基金における算定額の誤りが判明したため。

２ 公営企業債等繰入見込額について

病院事業会計及び流域下水道事業会計における企業債の元金の残高について、算定額の誤りが判明したため。

３ 健全化判断比率算定上の特定財源について

地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額について、算定額の誤りが判明したため。

第 2 再審査の結果及び意見

1 再審査の結果

健全化判断比率の算定に用いた数値の誤りは是正されており、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

再算定された健全化判断比率は次表のとおりである。

(1) 実質公債費比率

年 度	再算定後 (A)	再算定前 (B)	増減 (A-B) ポイント
令和 5 年度	16.3	16.3	0.0

(2) 将来負担比率

年 度	再算定後 (A)	再算定前 (B)	増減 (A-B) ポイント
令和 5 年度	323.4	321.5	1.9

2 再審査の意見

今回の再審査については、令和 5 年度決算において、財政基金残高のうち、後年度に精算が生じる国庫返納金の額を地方債の償還額等に充当可能な基金残高から控除していなかったことが判明したこと等から昨年度に公表した健全化判断比率を修正することによるものである。

財政健全化指標は、財政状況やその運営の適正性を県民に示す重要な指標であり、将来負担比率が法令等の施行から継続して全都道府県の中で最も高い状況にある本県にとって、この算定に誤りがあったことは、県民への説明責任を果たす観点から誠に遺憾である。

今後かかることのないよう、算定のための基礎数値の確認を十分行い、正確に記載数値を把握し、適切に算定できるよう再発防止を徹底されたい。

第3 健全化判断比率(再算定後)の状況

1 実質公債費比率の再算定前後の比較

地方債の元利償還金又は準元利償還金に充当可能な特定財源の額の算定において、臨時財政対策債償還基金費分の算定を誤ったため、33,081千円過少となっていた。

このため実質公債費比率を再算定したが、算定式全体に占める割合が小さいため、16.3%と再算定前と変わっていない。

(単位：千円)

区分			再算定後	再算定前	比較増減(△)
実質公債費比率(3か年平均)			16.3%	16.3%	0.0ポイント
実質公債費比率(単年度)(A/B)			17.5%	17.5%	0.0ポイント
分子	地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	329,344,732	329,344,732	0
		うち県債管理基金の積立不足に対する加算	24,932,971	24,932,971	0
		準元利償還金	12,389,650	12,389,650	0
		計	341,734,382	341,734,382	0
	地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特定財源	13,633,810	13,600,729	33,081
		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	159,773,043	159,773,043	0
		計	173,406,853	173,373,772	33,081
	分子合計(A)		168,327,529	168,360,610	△ 33,081
分母	標準財政規模		1,121,332,872	1,121,332,872	0
	標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	159,773,043	159,773,043	0
	分母合計(B)		961,559,829	961,559,829	0

2 将来負担比率の再算定前後の比較

将来負担額に算入される公営企業の地方債償還に係る繰入見込額の算定において、流域下水道事業会計が所管する満期一括償の残高を誤ったこと等のため、将来負担額が5,869,973千円過少となっていた。

また、将来負担額から控除する充当可能基金額（基金事業を廃止した場合に、県債の償還財源に充当することが可能なもの）を算定するにあたり、一部の基金において当該基金が同年度末で廃止した場合における国へ返還を要する額を除外していなかったため、将来負担額から控除する充当可能基金額が12,196,953千円過大となっていた。

このため将来負担比率を再算定した結果、323.4%となり、再算定前の321.5%と比較すると、分子の将来負担額が増えたことから1.9ポイント悪化している。

（単位：千円）

			再算定後	再算定前	比較増減（△）	
将来負担比率 (A/B)			323. 4%	321. 5%	1. 9ポ ント	
分子	将来負担額	地方債の現在高	5, 335, 678, 325	5, 335, 678, 325	0	
		債務負担行為に基づく支出予定額	14, 715, 419	14, 715, 419	0	
		公営企業の地方債償還に係る繰入見込額	166, 732, 976	160, 863, 003	5, 869, 973	
		加入する組合等の地方債償還に係る負担見込額	13, 698	13, 698	0	
		退職手当負担見込額	319, 252, 378	319, 252, 378	0	
		設立法人の負債額等負担見込額	58, 580, 851	58, 580, 851	0	
		内訳	兵庫県道路公社	30, 163, 524	30, 163, 524	0
			兵庫県土地開発公社	0	0	0
			兵庫県公立大学法人	0	0	0
			公益社団法人ひょうご農林機構	25, 726, 948	25, 726, 948	0
			兵庫県住宅供給公社	56, 000	56, 000	0
			公的信用保証、制度融資等に係る損失補償等	2, 634, 379	2, 634, 379	0
		連結実質赤字額		0	0	0
	加入する組合等実質赤字額負担見込額		0	0	0	
	計		5, 894, 973, 647	5, 889, 103, 674	5, 869, 973	
	将来引当額から	充当可能基金額		549, 596, 038	561, 792, 991	△ 12, 196, 953
		特定財源見込額		152, 761, 974	152, 761, 974	0
		地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		2, 082, 600, 796	2, 082, 600, 796	0
		計		2, 784, 958, 808	2, 797, 155, 761	△ 12, 196, 953
	分子合計 (A)			3, 110, 014, 839	3, 091, 947, 913	18, 066, 926
分母	標準財政規模		1, 121, 332, 872	1, 121, 332, 872	0	
	標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	159, 773, 043	159, 773, 043	0	
	分母合計 (B)		961, 559, 829	961, 559, 829	0	

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、令和 6 年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に兵庫県監査委員監査基準に準拠して、関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が17.1%、将来負担比率が311.3%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がなく、算定されない。

また、資金不足比率は、兵庫県病院事業会計が4.5%で、ほか8会計については資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比 較 増 減 (△)	(参 考)	
					早期健全 化基準	財政再生 基 準
健全化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	17.1	16.3	0.8	25	35
	将 来 負 担 比 率	311.3	323.4	△12.1	400	—

区 分		令 和 6 年 度	(参 考)
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	4.5 %	20 %
	兵庫県水道用水供給事業会計	—	
	兵庫県工業用水道事業会計	—	
	兵庫県水源開発事業会計	—	
	兵庫県地域整備事業会計	—	
	兵庫県企業資産運用事業会計	—	
	兵庫県地域創生整備事業会計	—	
	兵庫県流域下水道事業会計	—	
	兵庫県港湾整備事業特別会計	—	

2 審査の意見

単年度（令和6年度）の実質公債費比率は17.9%で、令和7年3月に見直しが行われた兵庫県県政改革方針（以下「県政改革方針」という。）の財政フレームで見込まれた単年度の比率（18.4%）を0.5ポイント下回っているものの、前年度（17.5%）と比較すると0.4ポイント悪化している。

健全化判断比率として算定される実質公債費比率（前3か年（令和6年度、5年度及び4年度）の平均）は17.1%で、前年度（16.3%）と比較すると0.8ポイント悪化している。

一方、将来負担比率については、県政改革方針の財政フレームの見込み（312.6％）を1.3ポイント下回るとともに、前年度（323.4％）と比較すると12.1ポイント改善している。〔17頁〕

また、兵庫県病院事業会計においては、資金の不足額が生じたことにより、資金不足比率が算定され、その比率は4.5％となっている。

前年度に比べ、実質公債費比率が悪化していること、将来負担比率は改善したものの依然として高い水準となっていること、兵庫県病院事業会計において、初めて資金不足比率が算定されたこと等を考慮すると、本県の財政は引き続き厳しい状況にあり、その改善は喫緊の課題となっている。

加えて、県政改革方針の財政運営指標では、令和7年度の実質公債費比率（3か年平均）が県債の発行に総務大臣の許可が必要となる18.0％を超過し、10年度までの収支不足総見込額は160億円となるなど、本県の財政はさらに厳しい状況を迎えることが見込まれている。

県政改革の着実な推進により、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な行財政基盤を確立するとともに、財政状況の透明性の確保についても一層の意を用いられたい。

また、兵庫県病院事業会計においては、兵庫県立病院経営対策委員会によって示された収支改善策を着実に実施することにより、資金不足の解消に努められたい。

第 3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減 (△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会 計 名	令和 6 年度 実 質 収 支	令和 5 年度 実 質 収 支	比較増減 (△)
	千円	千円	千円
一 般 会 計	7,858,502	14,110,995	△6,252,493
県 有 環 境 林 等 特 別 会 計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県 営 住 宅 事 業 特 別 会 計	68,772	39,580	29,192
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公 債 費 特 別 会 計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農 林 水 産 資 金 特 別 会 計	0	0	0
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	7,927,274	14,150,575	△6,223,301

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は7,927,274千円の黒字で、前年度と比較すると、県営住宅事業特別会計で29,192千円増加したものの、一般会計で6,252,493千円減少したため、6,223,301千円減少（減少率44.0%）している。

ただし、一般会計においては、難病医療費等国庫負担金等の実績減に対する国庫返納金などが含まれており、後年度に精算が生じる見込みである。この精算分^(※)は、6年度は2,031百万円、5年度は10,608百万円で、これを除いた実質収支額の合計は、6年度は5,896百万円、5年度は3,542百万円の黒字である。

（※）精算分は百万円単位で記載している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減 (△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業に係る特別会計の実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減(△)
一 般 会 計 等 の 実 質 収 支 額		千円 7,927,274	千円 14,150,575	千円 △6,223,301
公 営 事 業	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	7,445,656	6,732,816	712,840
	公 営 企 業 の 資 金 不 足 額 (△) ・ 資 金 剰 余 額			
	病 院 事 業 会 計	△6,972,506	75,885	△7,048,391
	水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	28,540,109	27,695,354	844,755
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	15,652,508	16,342,464	△689,956
	水 源 開 発 事 業 会 計	170	170	0
	地 域 整 備 事 業 会 計	0	0	0
	企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	5,198,763	4,204,055	994,708
	地 域 創 生 整 備 事 業 会 計	2,282,903	4,141,255	△1,858,352
	流 域 下 水 道 事 業 会 計	1,056,730	1,566,774	△510,044
	港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	208,657	96,572	112,085
合 計		61,340,264	75,005,920	△13,665,656

(注) 公営企業のうち地域整備事業会計で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は61,340,264千円の黒字で、前年度と比較すると、企業資産運用事業会計ほか3会計で実質収支額及び資金剰余額が2,664,388千円増加したものの、病院事業会計ほか4会計で実質収支額及び資金剰余額が16,330,044千円減少したため、13,665,656千円減少（減少率18.2%）している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

令和6年度	令和5年度	比較増減(△)
17.1 %	16.3 %	0.8

実質公債費比率(3か年平均)は17.1%となっており、前年度の16.3%と比較すると、0.8ポイント悪化している。

これは、単年度の比率が令和3年度(15.5%)から、県債の満期到来に伴う借換時実質償還額が増加し、減債基金積立不足加算額が増加したこと等により17.9%となった6年度に置き換わったことによるものである。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金)} + \text{(準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
分 子 ①	千円	178,679,773	168,327,529	150,037,126	149,578,962
分 母 ②	千円	996,907,976	961,559,829	940,446,979	964,588,017
単年度の比率 (①/②)		% 17.9	% 17.5	% 15.9	% 15.5
実 質 公債費 比 率	令 和 5 年度	—	(3か年平均) 16.3 %		
	令 和 6 年度	(3か年平均) 17.1 %			—

(注) 単年度の比率は小数点第2位以下を切り捨てたものを記載した。

(3) 実質公債費比率（単年度）の前年度との比較

令和6年度は県債の満期到来に伴う借換時実質償還額が増加し、県債管理基金の積立不足に対する加算が1,588,726千円増加したこと等により算定上の分子の額は10,352,244千円増加した。

一方、円安やインバウンド需要の増加に伴う好調な企業業績による法人関係税の増加等により標準税収入額等が増加したこと等から、算定上の分母である標準財政規模等は35,348,147千円増加したものの、分子の増加率が分母の増加率を上回ったため、単年度の実質公債費比率は17.9%となり前年度の17.5%から0.4ポイント悪化している。

(分子)

区 分		令和6年度	令和5年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	千円 334,775,397	千円 329,344,732	千円 5,430,665
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	26,521,697	24,932,971	1,588,726
	準元利償還金	12,411,317	12,389,650	21,667
	計 ①	347,186,714	341,734,382	5,452,332
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特 定 財 源	14,312,948	13,633,810	679,138
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	154,193,993	159,773,043	△5,579,050
	計 ②	168,506,941	173,406,853	△4,899,912
分 子 の 額 (①－②)		178,679,773	168,327,529	10,352,244

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		令和6年度	令和5年度	比較増減(△)
標準財政規模 ③		千円 1,151,101,969	千円 1,121,332,872	千円 29,769,097
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	154,193,993	159,773,043	△5,579,050
分 母 の 額 (③－④)		996,907,976	961,559,829	35,348,147

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

令和6年度	令和5年度	比較増減 (△)
311.3%	323.4%	△12.1

将来負担比率は311.3%で、前年度の323.4%と比較して、12.1ポイント改善している。

(2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減 (△)
分 子	千円 3,103,765,827	千円 3,110,014,839	千円 △6,249,012
分 母	996,907,976	961,559,829	35,348,147

(3) 前年度との比較

令和6年度は、将来負担額から差し引く地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が109,011,010千円減少等したものの、充当可能基金額が53,322,812千円増加したことに加え、将来負担額である地方債現在高が54,585,607千円減少したこと等から算定上の分子の額が6,249,012千円減少した。

また、普通交付税と臨時財政対策債の合計は減少したものの、円安やインバウンド需要の増加に伴う好調な企業業績による法人関係税の増加等により標準税収入額等が増加したこと等から、算定上の分母である標準財政規模等が35,348,147千円増加し、将来負担比率は改善している。

(分子)

区 分		令和6年度	令和5年度	比較増減（△）	
将来負担額	地方債の現在高	千円 5,281,092,718	千円 5,335,678,325	千円 △54,585,607	
	債務負担行為に基づく支出予定額	12,041,581	14,715,419	△2,673,838	
	公営企業の地方債償還に係る繰入見込額	166,428,863	166,732,976	△304,113	
	加入する組合等の地方債償還に係る負担見込額	6,754	13,698	△6,944	
	退職手当負担見込額	316,008,245	319,252,378	△3,244,133	
	設立法人の負債額等負担見込額	57,490,088	58,580,851	△1,090,763	
	内訳	兵庫県道路公社	29,742,998	30,163,524	△420,526
		兵庫県土地開発公社	0	0	0
		兵庫県公立大学法人	0	0	0
		公益社団法人ひょうご農林機構	24,629,611	25,726,948	△1,097,337
		兵庫県住宅供給公社	52,000	56,000	△4,000
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償等	3,065,479	2,634,379	431,100
	連結実質赤字額	0	0	0	
加入する組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0		
計 ㉑	5,833,068,249	5,894,973,647	△61,905,398		
将来引当額からの	充当可能基金額	602,918,850	549,596,038	53,322,812	
	特定財源見込額	152,793,786	152,761,974	31,812	
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	1,973,589,786	2,082,600,796	△109,011,010	
	計 ㉒	2,729,302,422	2,784,958,808	△55,656,386	
分子の額（㉑－㉒）		3,103,765,827	3,110,014,839	△6,249,012	

(分母)

区 分		令和6年度	令和5年度	比較増減(△)
標準財政規模 ③		千円 1,151,101,969	千円 1,121,332,872	千円 29,769,097
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④	154,193,993	159,773,043	△5,579,050
分母の額(③－④)		996,907,976	961,559,829	35,348,147

第 4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会 計 名	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減(△)
病 院 事 業 会 計	4.5	—	皆増
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	—	—	—
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—
水 源 開 発 事 業 会 計	—	—	—
地 域 整 備 事 業 会 計	—	—	—
企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	—	—	—
地 域 創 生 整 備 事 業 会 計	—	—	—
流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	—	—
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	—

資金不足比率は、兵庫県病院事業会計が4.5%で、ほか8会計については資金の不足額がなく、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	--------------------------------------

3 前年度との比較

令和 6 年度の病院事業会計は、企業債の償還に係るその他未払金の増加等に伴い、未払金が4,636,774千円増加したことにより、流動負債等が5,199,542千円増加し、36,879,460千円となっている。

また、現金預金が6,728,684千円減少したこと等により、流動資産等が6,187,609千円減少し、28,987,478千円となっている。

その結果、資金の不足額が生じたため、資金不足比率が算定されることとなり、その比率は4.5%となっている。

(分子)

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減 (△)
資金の不足額	流 動 負 債 等 ④	千円 36,879,460	千円 31,679,918	千円 5,199,542
	建設改良費以外に係る 地 方 債 の 現 在 高 ⑤	3,824,104	3,419,284	404,820
	計 (④－⑤) ⑥	40,703,564	35,099,202	5,604,362
から資金の不足額を差引くもの	流 動 資 産 等 ⑦	28,987,478	35,175,087	△6,187,609
	解消可能資金不足額 ⑧	4,743,580	—	4,743,580
	計 (⑦－⑧) ⑨	33,731,058	35,175,087	△1,444,029
分 子 の 額 (⑥－⑨)		6,972,506	△75,885	7,048,391

(注) ⑧は⑥－⑦＞0の場合に算定する。

(分母)

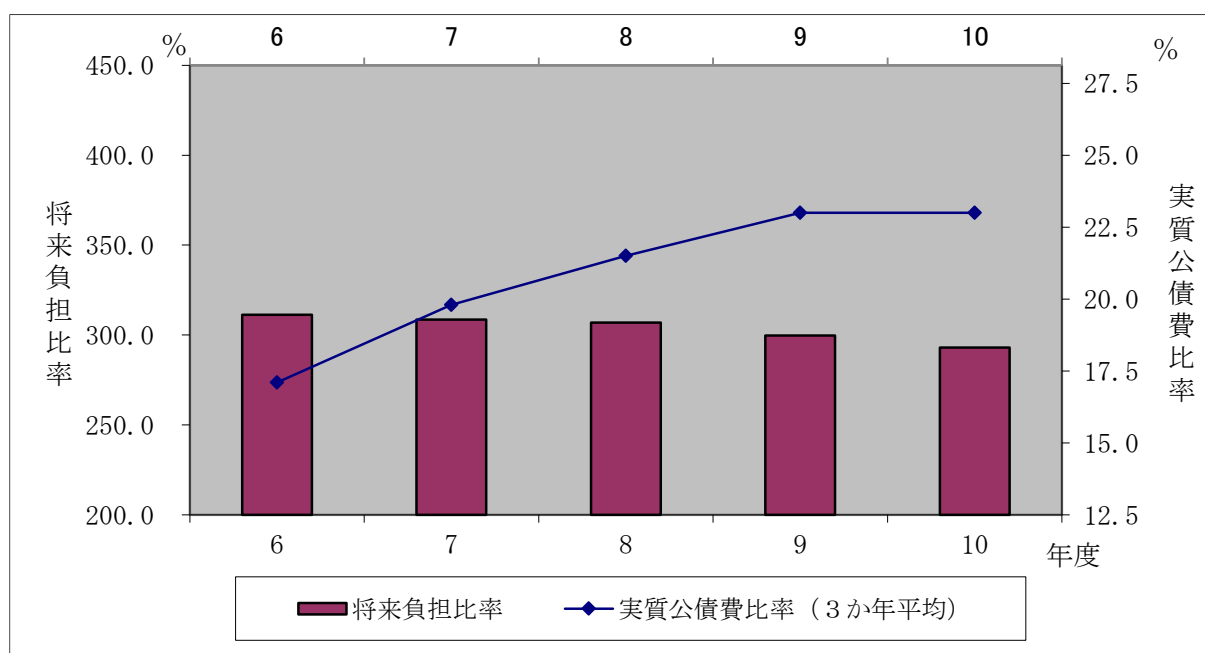
区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減 (△)
事業の規模 ⑩		千円 153,321,358	千円 147,649,401	千円 5,671,957
分 母 の 額 (⑩)		153,321,358	147,649,401	5,671,957

(参 考)

1 兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率 及び将来負担比率との比較

区 分	R6	R7	R8	R9	R10
実質公債費比率 (3 か 年 平 均)	% 17.2	% 19.8	% 21.5	% 23.0	% 23.0
実 績	17.1	—	—	—	—
実質公債費比率 (単 年 度)	18.4	23.5	22.5	23.0	23.4
実 績	17.9	—	—	—	—
将 来 負 担 比 率	312.6	308.6	306.9	299.6	292.9
実 績	311.3	—	—	—	—

(注) 令和7年3月に改定された兵庫県県政改革方針に基づき記載した。



(注) 令和6年度は実績、7年度以降は見込みの比率とした。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

○ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

○ 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

○ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることができる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率関係

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。

実質公債費比率が 18% 以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。

○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。

(4) 将来負担比率関係

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることができる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。

○ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。

3 比率算定の対象となる範囲

